

令和4年度第7回

東京都私立学校審議会（第820回）

令和4年11月21日（月）

都庁第一本庁舎42階 北塔特別会議室A

午後3時7分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和4年度第7回東京都私立学校審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。開会定足数は11名でございますので、当審議会運営細則第6条によりまして、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます9件でございます。それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和4年11月21日付、東京都知事名。

記、1、西東京調理師専門学校の設置者変更認可について（立川市）外8件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件1件と、新たに諮問される案件9件の計10件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第8号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

こちらは専修学校についての案件です。

議案第1号は、織田学園中野高等専修学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から調査結果につきまして説明願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、織田学園中野高等専修学校の設置認可についてでございます。令和4年10月31日に加茂川主査、東京都私学部及び中野区の担当職員と私で第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人織田学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の5点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にいき、継続的、安定的に学校が運営できるよう努めること。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、教育施設、設備を充実させるとともに、これまで同分野の学校運営の経験で培った教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努められたいこと。また、教養の向上を図るため普通科目を多く設けていることから、当該普通科目についても質の高い教員の確保及び教育内容の充実を図り、高等専修学校としてふさわしい学習環境の整備に取り組んでいただきたいこと。

3つ目は、生徒の興味、関心、能力、適性が多様であることを踏まえて、カウンセリング等、生徒指導体制の充実に努めていただきたいこと。

4つ目は、業界の実情やニーズを踏まえ、生徒の多様性に応じたきめ細やかなキャリアガイダンス等をはじめ進路指導に積極的に取り組んでいただき、調理師に必要とされる知識、スキルと併せて、実社会で必要とされる教養を兼ね備えた社会で活躍できるような人材育成に努めていただきたいこと。

5つ目は、校舎が住宅地に隣接し、道路の幅員が狭いため、生徒の安全確保に十分配慮していただくとともに、近隣に迷惑をかけないように、登下校時等における注意事項について生徒を指導し、引き続き近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと

思います。

部会調査結果報告については以上でございますが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明をいたします。

本案件は、学校法人織田学園から申請がありました織田学園中野高等専修学校の設置認可についてでございます。

本案件は学校の新規設置でございますが、本年6月に廃止認可を受けた織田栄養専門学校の校舎を活用することにより、一段階審査を取っております。また、調理師業界の人材需要を見込み、既設校で培った調理師養成のノウハウを生かし、人材の早期育成を、早期教育を目指すとして本申請に至ったものです。

それでは、設置要項に基づきまして説明をいたします。

まず、学校の目的は、要項の1に記載のとおり、「本校は、教育基本法、学校教育法ならびに調理師法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じ、調理師養成教育を施し、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人織田学園で、理事長は鈴木貴子氏、校長は小島英夫氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は要項9に記載のとおり、修業年限3年の調理高等課程、調理師・製菓科を設置します。入学定員は80名、総定員は240名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議いたします。

議案第2号は、西東京調理師専門学校を設置者変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、西東京調理師専門学校を設置者変更認可についてご説明いたします。

西東京調理師専門学校は、昭和51年10月15日に設置認可を受けた専修学校ですが、このたび設置者死亡のため、設置者変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的、学校・課程の名称及び位置は、要項1から4に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由は、要項6に記載のとおり、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、学校の存続を図るためでございます。

新設置者は田中亮一氏で、校長は住川啓子氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、予算概要につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおりです。

備考欄には、学校設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第3号は、東京医療秘書福祉専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、東京医療秘書福祉専門学校の目的変更認可についてご説明いたします。

東京医療秘書福祉専門学校は、昭和61年3月31日に設置認可を受けた専修学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、商業実務専門課程に新たにWEBデザイン・IT科を設けることに伴い、文言を追加及び削除し、「本校は学校教育法に基づき医療、福祉及びIT情報デザインの関連分野に従事しようとする者に必要な知識と技能を教授し、それらの分野において専門的職業人となるべき人材を養成することを目的とする」に変更します。

学校の名称については、要項2に記載のとおり、「東京医療秘書福祉専門学校」から「東京医療秘書福祉アンドIT専門学校」に変更します。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおりです。

位置は、要項4に記載のとおりです。

変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

変更の理由は、商業実務専門課程にWEBデザイン・IT科を設置するためです。

設置者は学校法人三幸学園で、理事長は昼間一彦氏、校長は増田泰朗氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項10に記載のとおり、商業実務専門課程の医療秘書科の総定員を240名から160名に減員し、修業年限2年、総定員80名のWEBデザイン・IT科を設置します。

校地、校舎、教職員組織は、要項11から13に記載のとおりです。

備考には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第4号は、窪田理容美容専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、窪田理容美容専門学校の目的変更認可申請についてご説明いたします。

窪田理容美容専門学校は、昭和51年9月3日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、トータルビューティシャン科の設置に伴うメイク・エステティック分野等の人材育成に係る文言を追加し、「本校は学校教育法ならびに理容師法および美容師法の定めるところにより、理容師および美容師を養成し、さらにメイク・ネイル・エステティック分野でも社会に貢献できる人材の育成を目指し、理容・美容文化を通じ、質の高い教養人を養成する事を目的とする」に変更します。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

なお、課程名については、文言の整理のため、「職業実践専門課程」を削除し、「衛生専門課程」に変更いたします。

目的変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

変更の理由は、トータルビューティシャン科を設置するためです。

設置者は学校法人窪田学園で、理事長は窪田多美子氏、校長は中村雅江氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、新たに修業年限2年、総定員80名の衛生専門課程、トータルビューティシャン科を設置いたします。これにより、総定員は520名から600名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたし

ます。

次に、議案第5号は、日本電子専門学校の目的変更及び一般課程廃止認可についてでございます。

議案第5号につきましては、多委員が案件の関係者でございますので、多委員はここで退室をお願いいたします。

(多委員退室)

○近藤会長 それでは、事務局より説明を願います。

○事務局 それでは、議案第5号、日本電子専門学校の目的変更及び一般課程廃止認可についてご説明いたします。

日本電子専門学校は、昭和51年9月10日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更及び一般課程の廃止に伴う認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、文化・教養専門課程、音響芸術科の廃止に伴い、「本校は、自らの個性を伸ばし創造し体得することを教育方針とし、実技教育を主体として、実社会に適応する人間性豊かな電子技術者、商業実務を遂行できる人材の育成を目的とする」に変更します。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、「文化・教養専門課程」及び「工業一般課程」を廃止します。

位置は、要項4に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由は、法人事業の見直しを行うためです。

設置者は学校法人電子学園で、理事長は多忠貴氏、校長は船山世界氏です。

生徒の処置につきましては、要項9に記載のとおり、文化・教養専門課程は平成16年度末をもって全員卒業しており、工業一般課程は平成7年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置につきましては、要項10に記載のとおりでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項11に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項12に記載のとおり、文化・教養専門課程及び工業一般課程を廃止し、総定員は3,330名から3,210名となります。



校地、校舎及び教職員組織については、要項13から要項15に記載のとおりです。

指導要録等については、要項16に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置につきましては、要項17に記載のとおり、設置者において使用します。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、ここで再び、多委員に入室をお願いいたします。

(多委員入室・着席)

○近藤会長 次に、高等学校についての案件です。

議案第6号は、目黒日本大学高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

これは、学校法人目黒日本大学学園が設置しております目黒日本大学高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、生徒からの要望や教育内容の再検討を踏まえ、教育課程を変更いたします。

2点目として、試験内容に応じた検定料とするため、アドバンスクラスの入学検定料を変更いたします。

変更年月日は要項7に記載のとおり、令和5年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1、学則比較対照表をご覧ください。

第22条は、学則の別表に定める教育課程の変更を行います。

詳細については、要項別紙2及び別紙3、教育課程新旧比較対照表をご参照ください。

別紙2では、令和5年度以降の新規入学者用の教育課程表を新設し、別紙3では、今年度入

学生の2年次以降の内容を変更いたします。

教育課程の変更内容については以上のとおりです。

別紙1、学則比較対照表にお戻りください。

第29条は、通信制の課程の表のとおり、アドバンスクラスの入学検定料を変更いたします。

変更点につきましては以上でございます。

要項にお戻りいただきまして、備考欄には、設置認可年月日並びに法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第6号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、科学技術学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております科学技術学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。教育活動及び学校経営の維持充実を図るため、学費を変更いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和5年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙、学則比較対照表をご覧ください。

学則第28条に定める単位制課程の運営費と単位制通学型クラスの運営費を、年額1万円から2万円に変更いたします。

変更点については以上です。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上、議案第7号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第8号は、東海大学附属望星高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第8号についてご説明いたします。

これは学校法人東海大学が設置しております東海大学附属望星高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、注釈の追加及び連携先の技能教育施設における美容科の新設による教育課程表の変更並びに在籍生徒の卒業により不要となった教育課程表の削除を行います。

2点目として、高等学校通信教育規程の一部改正に伴い、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定め、総定員を2,000名から2,250名へ変更いたします。

3点目として、施設の名称変更に伴い、「東海大学代々木校舎」を「東海大学渋谷校舎」に変更いたします。

4点目として、国際パティシエ調理師専門学校との連携が終了したため、技能教育施設から削除いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和5年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1、学則比較対照表をご覧ください。

1点目でございますが、学則第10条の別表、教育課程表につきまして、本校及び技能連携に関わるものを変更いたします。

具体的には、別紙2及び別紙3、教育課程新旧比較対照表をご覧ください。

別紙2についてですが、本校に係る教育課程表(1)において、従前の取扱いを明確にするため注意書きを追加いたします。

別紙3についてですが、技能連携に関する教育課程表は(2)及び(3)でございます。教育課程表(2)については、安城生活福祉高等専修学校の美容科新設に伴い変更を行うものです。教育課程表(3)については、令和2年3月31日以前の入学生に適用される旧学習指導要領に対応した教育課程表でしたが、在籍生徒が全員卒業し、不要となったため削除するものです。

教育課程の変更につきましては以上でございます。

次の変更点についてご説明いたします。別紙1、学則比較対照表にお戻りください。

学則第14条の生徒定員について、2,000名から2,250名へ変更し、第33条の協力校、別紙1、2枚目の第34条の面接指導等実施施設、第35条の技能教育施設の定員を記載いたします。

これらの変更につきましては、文部科学省が定める高等学校通信教育規程の令和3年3月の一部改正に伴うものです。この一部改正において、いわゆるサテライト施設の位置づけが明確にされ、施設の適正な管理という観点から、協力校などの通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めることになりました。

これまで各施設の定員については、実員や施設等の実情を鑑み設定してきたところです。このたび新たに定員の記載をするに当たって、第35条に規定する技能教育施設側から自らの学則定員を記載するよう要望があり、学則のとおり定員を設定いたしました。この結果、技能教育施設の定員合計が250名増え、記載上の総定員は2,250名となりました。

なお、協力校及び面接指導等実施施設については、これまでの考え方とおおり設定しております。

3点目の変更点についてですが、学則第34条に記載のとおり、施設の名称変更に伴い、「東海大学代々木校舎」を「東海大学渋谷校舎」に変更いたします。

4点目の変更点についてですが、学則第35条に記載のとおり、国際パティシエ調理師専門学校との連携が終了したため、技能教育施設から削除いたします。

変更点につきましては以上でございます。

要項にお戻りいただきまして、備考欄には、設置認可年月日並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上、議案第8号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が2件ございます。

議案第9号、学校法人井口学園の寄附行為認可について及び議案第10号、中瀬幼稚園の設置者変更認可については、いずれも第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は12月19日(月曜日)を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。ご審議ありがとうございました。

午後3時41分閉会